

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：私立学校振興費

事業名 私立学校授業料軽減補助金（被災児童生徒支援関連）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

環境生活部 私学振興・青少年課 私学助成係 電話番号：058-272-1111（内2462）

E-mail：c11151@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,604千円（前年度予算額：1,462千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,462	1,231	0	0	0	0	0	0	231
要求額	1,604	1,358	0	0	0	0	0	0	246
決定額	1,604	1,358	0	0	0	0	0	0	246

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

東日本大震災等の大規模災害により被災し、授業料等の納付が困難となった私立学校等の児童生徒に係る授業料等の減免措置を行う事業に対する国の就学支援交付金制度を活用し、東日本大震災等により被災した児童生徒が岐阜県に転入し、私立学校等の児童生徒となった場合、支援を実施する。

（2）事業内容

○ 支給対象等

東日本大震災等の大規模災害により被災した児童生徒

（被災した児童生徒に対する授業料等の減免を行った私立の小学校・中学校・高等学校・専修学校及び各種学校の設置者）

○ 支給金額

授業料等について、授業料軽減補助金（家計急変）と同額、または岐阜県平均単価から高等学校等就学支援金等、他の制度による減免額を控除した額を上限に支給する。

(3) 県負担・補助率の考え方

学校が減免した授業料等の一定額を助成する

- 私立小学校 1人あたりの単価：153,000円
- 私立中学校 1人あたりの単価：153,000円
- 私立高等学校 1人あたりの単価：118,800円
- 専修学校高等課程 1人あたりの単価：118,800円
- 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校
1人あたりの単価：313,333円

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,604	東日本大震災等により被災した児童生徒における保護者の経済的負担を軽減するため、学校が減免した授業料等の一定額を助成する
合計	1,604	

決定額の考え方

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	私立学校授業料等軽減補助金（被災児童生徒支援関連）
補助事業者（団体）	東日本大震災等で被災した児童生徒に対する授業料の減免を行う学校設置者 （理由）被災した児童生徒を支援するため
補助事業の概要	（目的）被災した私立学校・専修学校等に在籍する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減 （内容）私立の小学校・中学校・高等学校・専修学校及び各種学校の設置者が、被災した児童生徒に対する授業料等の減免額に対して、県が補助金を交付
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）私立学校・専修学校等の学校種ごとに定額 （理由）
補助効果	被災し、経済的理由により就学困難な児童生徒の教育機会の確保
終期の設定	終期 令和5年度 （理由）終期到来時の達成状況や事業運営状況等を踏まえて、その後の方針を検討する。

（事業目標）

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>東日本大震災等により被災した児童生徒が岐阜県に転入し、私立学校等の児童生徒となった場合、授業料等を軽減する。</p>
--

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
低所得者に対する修学支援であり、数値目標の設定ができない	/	/	/

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	138	173	70	(予算額) 1,462千円	(要求額) 1,604千円
指標①目標	/	/	/	/	/
指標①実績	/	/	/	(推計値) %	(推計値) %

指標①達成率				(推計値) %	(推計値) %
--------	--	--	--	------------	------------

(前年度の成果)

東日本大震災等により被災した児童生徒における保護者の経済的負担を軽減した。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
東日本大震災等により被災した児童生徒に対しては、社会経済情勢を見据えながら、適切な支援を今後とも進めていく必要がある。

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い</p>	
(評価) ○	東日本大震災等により被災した児童生徒における保護者の経済的負担の軽減を図る必要がある。また、私立学校法において、私立高等学校等については県が所轄庁となっており、県が実施主体となる必要がある。
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価) ○	補助対象となる幼児児童生徒全てに補助制度が活用されており、保護者の経済状況にかかわらず、被災した児童生徒が私立学校等で安心して教育を受けることができるよう、修学機会の確保に貢献している。
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある</p>	
(評価) ○	被災した児童生徒に対する授業料等の減免を行う学校設置者に対して、県が補助金を交付することで、効率よく確実に、保護者の経済的負担が軽減される。

(事業の見直し検討)

・東日本大震災等の被災者を支援していくため、引き続き事業を実施する。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止
(理由)